

質問回答

2017年9月11日

「インドネシア国KPIPサポートファシリティ(第3年次)」

(公示日:2017年8月30日/公示番号:170630)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.16 6. 業務の内容 (6) 研修・招聘の実施	第三国研修となった場合、被招聘者の宿泊費の上限額や生活費(上限額)はどのように設定すればよろしいでしょうか。見積作成に関わるためJICA の内部規定として設定されている場合、その上限額を教えてくださいませんか。	上限単価について、内部規定は特段設定していませんので、妥当と思われる単価を計上ください。なお、第三国研修に係る直接人件費を除く費用は【別見積り】として計上いただくこととします。 併せて指示書 p.6「第 7 見積価格及び内訳書」の別見積りの欄に「本邦/第三国研修に係る直接人件費を除く費用」を追記いたします。

以上